

議案第13号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正 泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後						改正前							
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）							
職員の区分			勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日	職員の区分			勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
(略)						(略)							
生涯学習課	少年自然の家、野	A勤務職員	<u>8 : 30</u> ～ <u>17:15</u> <u>6 : 30</u> ～ <u>15:15</u>	31時間	<u>12 : 00</u> ～ <u>13:00</u>	<u>4</u> 週間に つき <u>12</u> 日	生涯学習課	少年自然の家、野	自然の職員、野外教育センター	<u>8 : 30</u> ～ <u>17:15</u> <u>6 : 30</u> ～ <u>15:15</u>	31時間	<u>12 : 00</u> ～ <u>13:00</u>	<u>4</u> 週間に つき <u>12</u> 日

外 教 育 セ ン タ ー	B	8 : 30		4 週 間 に つ き 8 日
	勤	～15:30		
	務	8 : 30		
	職	～16:30		
	員	9 : 15		
		～17:15		
		10 : 15		
	～17:15			
	6 : 30			
	～12:30			

(略)

美 術 博 物 館	事務	8 : 30	31	12 : 00	日 曜 日 、 一 月 曜 日 及 び 土 曜 日
	職員	～17:15	時 間	～13:00	

文 化 財 セ ン タ ー	A	9 : 00	31	12 : 00	日 曜 日 及 び 土 曜 日
	勤	～16:00	時	～13:00	
	務 職 員	9 : 00 ～17:00	間		

職員					
----	--	--	--	--	--

(略)

美 術 博 物 館	A	9 : 00	31	12 : 00	日 曜 日 及 び 土 曜 日
	勤	～16:00	時	～13:00	
	務 職 員	9 : 00 ～17:00	間		

(略)				
(略)				
別表第2 (第3条関係)				
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
(略)				
生涯学習課	少年自然の家職員、野外教育センター職員	8 : 30 ~17:15	12 : 00 ~13:00	4週間につき 8日
	放課後教育推進グループ職員	8 : 30 ~17:15	12 : 00 ~13:00	日曜日
		10 : 30 ~19:15	13 : 00 ~14:00	び土曜日
(略)				

(略)				
(略)				
別表第2 (第3条関係)				
職員の区分		勤務時間	休憩時間	週休日
(略)				
生涯学習課	少年自然の家職員、野外教育センター職員	8 : 30 ~17:15	12 : 00 ~13:00	4週間につき 8日
	放課後教育推進グループ職員	8 : 30 ~17:15	12 : 00 ~13:00	日曜日
		10 : 30 ~19:15	13 : 00 ~14:00	び土曜日
(略)				

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。